森林の譚（はなし）

二十一世紀の森づくりシリーズ 93

九月の木の花

萩。萩は秋の七草の一つです。面白いことに、七草の内、唯一木本科、つまり木です。

町内で気になっていたお宅は、佐谷仲島の貝原隆さん、上須恵皿山の原竹堅二さんのお宅の萩です（故人）。

萩は、まめ科の植物で万葉集などにもよく出てくる花です。

萩と言えば猪の絵を思い浮かべることができます。花札の中に描かれている図です。猪鹿蝶という有名な役がありますが、その一枚が萩の花です。7月の花で、これも旧暦扱いの月です。新暦では九月ごろに山道などで見ることができます。

ミヤギノハギが美しく、選抜されたものと思えます。シロバナハギも有名で、紅白の萩が植えられているのを良く見ます。彼岸花のころには咲いていて、ハサ掛の稲に萩と彼岸花、貝原さん宅の風景でしたが、このような昔ながらの風景は、少なくなってきました。

萩は、町内の山地で麓から四百メートルぐらいの標高まで多く見ることができます。山道を歩きながら、ふと気付けば足元に萩の花が散りこぼれているのを見るとき、またササキリなど秋の虫がひっそり鳴いているのを聞くと、いよいよ物悲しい秋が深まった感があります。

（高）

◇　◆　◇

珍しい木・想い出の木・不思議な木・植物好き・花好きなど木にまつわるおもしろい話を教えてください。

▼連絡先　歴史民俗資料館

☎932・6312

歴史民俗資料館

昔の生活民具シリーズ…54

行灯（あんどん）

「灯火具の一種。木や竹で角型または丸型の枠を作り、紙を張って底板に油皿を置き、火を灯す。灯火が風で消えたり揺れたりするのを防げる。室町時代から使われ、江戸時代にはいると移動できる提灯（ちょうちん）が出現してから室内灯に据え置く灯火具として用いるようになった。明治時代半ばまで使用された」（日本語大辞典）とあります。

写真の行灯は、当館の民俗資料収集台帳に、「置き行灯・油を燃やして使用する」となっています。

この行灯を見て思い出したのは「ステンドグラス」で作った行灯。当町の須恵美術クラブ（大場　仁代表世話人）の、工芸部のメンバーの一人が製作しています。チャンスがありひとつ分けてもらいましたが、わが家のはタテ幅が21㎝、ヨコ幅がそれぞれ17㎝の四角形。ガラスの色はエメラルドグリーン、ふちは銅を使って仕上げてあり、中には豆電球を入れるようになっています。

毎夜つけますが、その色合いには何かしら心休まるものを覚えます。

（館長）

シリーズ「なるほど共育」

第3回　ごみの野外焼却は禁止されています！

町では、日頃より廃棄物・野焼き防止パトロールなどを行い「不法投棄物や野焼きの自粛」を呼びかけています。しかし、現状では、不法投棄物や野焼きの苦情が数多く出ています。

1 野焼きって何？

適切な焼却設備（法律で認められたもの）を使わずに「ゴミ」を焼却することです。

具体的な例は次のとおりです。

◇庭・空き地などにおいて、ドラム缶や地面でゴミを焼く

◇ブロックなどで囲んだ場所でゴミを焼く

◇基準に適合しない焼却炉（一般的に購入可能な焼却炉）でゴミを焼く

2 何故、野焼きはできないの？

◇原則として、野焼き行為は法律（廃棄物の処理および清掃に関する法律）で禁止されています。

これに違反して焼却を行うと、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金に科せられることがあります。

3 何で野焼きしたらいけないの？

野焼きのような燃やし方では充分にゴミが燃えず、猛毒ダイオキシン類の発生や煙のススで洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられない、臭いで気分が悪くなるなど、近隣周囲に多大な迷惑をおよぼす可能性があります。ただし、野焼きに該当するものでも例外的に認められているものがあります。

4 それじゃあ―どうすればいいの？

◇燃やしていい物、例え法律上問題ない物でも、近所の事を考えて「周りに洗濯物が干されてないか？」「風向きで住宅に煙が行かないか？」など、近隣周囲の事を考えてください。近所の人から理解が得られない野焼きは、例えほんのちょっとのゴミの焼却でも、謹んでいただくようお願いいたします。自分はいいではなく、将来の自分の子どもや孫の世代に大きな影響をおよぼす恐れもありますので、野焼きをするのではなく、ごみとして指定袋で出したり、草木などについては環境美化集積所をご利用していただきますようにお願いいたします。

～焼却禁止の例外～

ただし、周囲に迷惑がおよばないようにすることが大前提となります。

◇国または地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷・道路側の除草作業中に発生した草の焼却など

◇災害時の応急対策または復旧のためにやむを得ない廃棄物の焼却
例：災害で出たゴミ、予防訓練などで燃やすものなど

◇風俗・慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
例：「ほっけんぎょう」「どんと焼き」や寺社などで燃やすお守りなど
（ただし、プラスチックやビニールなどの有害物質が発生するものは取り除く）

◇農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
例：焼き畑、畔の草、刈り取り作業などで田んぼ内に残された「イがら」の焼却

◇落ち葉の焚き火など周辺環境に対して影響が少ないと考えられる軽微な焼却
例：落ち葉焚きやキャンプファイヤーなどは木くずなどの焼却。ただし、プラスチックやビニールなどの焼却は生活環境に悪影響を与えるので焼却できません。
※：風呂たきや薪による炊飯などは、廃棄物の焼却に該当しません。

「他の人も燃やしてるから」「自分だけならいいや」「このくらいの量燃やしても大したことない」

と思っていても、自分が思っている以上に近隣周囲に悪影響をおよぼし、その結果近隣周囲の人が嫌な思いをしている事が多くあります。近所同士で、苦情はなかなか言えないものです。ひいては重大な火災の原因にもつながる事があります。